

堺市立町家歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立町家歴史館条例施行規則（平成21年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第30条」に改める。

第2条の見出し中「開館時間」を「開館時間等」に改め、同条第1項ただし書中「ことがある」を「ことができる」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第8条の規定により市長の許可を受けて対象施設を使用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 主屋 午後6時から午後9時まで

(2) 西土蔵及び北土蔵 午前10時から午後5時まで

第4条中「別表」を「別表第1」に改める。

第10条を第29条とし、同条の前に次の1条を加える。

（指定管理者の指定手続）

第28条 条例第23条第2項の申請書は、堺市立町家歴史館指定管理者指定申請書（様式第18号）とする。

2 条例第23条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類

(2) 法人の登記簿に記載されている事項の全部を証明する書類

(3) 役員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

第9条中「入館者」を「入館者及び使用者」に、「施設」を「建物」に、「様式第4号」を「様式第17号」に改め、同条を第27条とし、同条の前に次の9条を加える。

（使用料）

第18条 条例第15条第1項の市長が定める使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 条例第15条第2項の市長が定める使用料は、別表第4のとおりとする。

3 市長は、条例第8条第1項後段の規定により使用の許可の変更を承認したときは、既納の使用料を変更後の使用の許可に係る使用料（以下この項において「変更後の使用料」という。）の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは当該残額を還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。

4 前項後段の規定にかかわらず、第15条第3項の規定により使用の許可の変更をした場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。

(使用料の減免)

第19条 条例第15条第4項において準用する条例第6条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市又は条例第21条の規定により歴史館の管理を行う指定管理者が主催し、又は共催する行事のために使用するとき。 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。 市長が必要と認める額

2 条例第15条第4項において準用する条例第6条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立町家歴史館山口家住宅使用料減免申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について、参考となる資料を添付させることができる。

(使用料の還付)

第20条 条例第15条第4項において準用する条例第7条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、第15条第2項の規定により使用の許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は適用しない。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額
- (2) 使用者が使用しようとする日前7日までに対象施設の使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額

2 条例第15条第4項において準用する条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市立町家歴史館使用料還付申請書(様式第10号)に使用許可書を添付して、市長に申請しなければならない。

(使用終了の届出)

第21条 使用者は、対象施設の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(保証金)

第22条 使用者は、条例第12条第1項又は第2項の規定により特別の設備を設けるときは、条例第16条の保証金を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他市長が特に認める公共的団体については、この限りでない。

2 前項本文の保証金の額は、当該設備の撤去及び原状回復に要する費用に相当する額とする。

(資料等の館外貸出し)

第23条 博物館、図書館、学校、研究所その他市長が適当であると認める者は、資料等の館外への貸出し(以下「館外貸出し」という。)を受けることができる。

2 資料等の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ堺市立町家歴史館資料等貸出許可申請書(様式第11号)により市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料等の館外貸出しを許可しない。
- (1) 資料等の館外貸出しによって資料等の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
 - (2) 現に資料等を展示しているとき。
 - (3) 寄託された資料等である場合において、当該寄託者の同意を得ていないとき。
 - (4) 申請者が著作権者の承諾を得ていないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が資料等の館外貸出しをすることが不適当であると認めるとき。
- 4 資料等の館外貸出しの許可は、堺市立町家歴史館資料等貸出許可書（様式第12号）を申請者に交付して行うものとする。
- 5 資料等の館外貸出しの期間は、3月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（原状回復等の義務）

第24条 入館者及び使用者並びに特別利用又は資料等の館外貸出しの許可を受けた者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料等、建物その他附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償しなければならない。

（資料等の寄贈等）

第25条 条例第20条第1項の規定により資料等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、堺市立町家歴史館資料等寄贈申込書（様式第13号）又は堺市立町家歴史館資料等寄託申込書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、資料等の寄贈又は寄託を受け入れたときは、寄贈者に対しては堺市立町家歴史館資料等受領書（様式第15号）を、寄託者に対しては堺市立町家歴史館資料等受託書（様式第16号）を交付するものとする。

3 寄託を受けた資料等（以下「寄託資料等」という。）は、前項の受託書と引換えに返還するものとする。

（寄託資料等の取扱い）

第26条 寄託資料等は、当該寄託資料等に関する特約の定めがある場合を除き、歴史館が所蔵する資料等と同じ取扱いをするものとする。

2 市長は、寄託を受けた資料について、寄託者の同意を得たものでなければ、特別利用又は館外貸出しを行わない。

3 寄託資料等に係る運搬費及び修理費は、本市においてその全部又は一部を負担することができる。

第8条第6号中「職員」を「係員」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の8条を加える。

（使用の申請）

第9条 条例第8条第1項の規定により対象施設の使用の許可（以下「使用の許可」という。）を受けようとする者は、堺市立町家歴史館山口家住宅使用許可申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の6月前の日の属する月の初日（当該属する月が1月にあつては4日を初日とし、初日が休館日に当たるときはその日の直後の休館日でない日）から受理するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。

（使用の制限）

第10条 市長は、条例第8条第2項及び第11条第1項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 許可を受けないで物品の販売等のために使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、対象施設の管理上支障があり、市長が不適當であると認めるとき。

（使用の許可）

第11条 使用の許可は、条例第15条第3項の規定により使用料を後納する場合を除き、使用料の納付があつた後、堺市立町家歴史館山口家住宅使用許可書（様式第7号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付して行う。

（使用の許可の順位）

第12条 使用の許可の順位は、使用の申請を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可書の提示義務）

第13条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（使用の許可に係る使用時間）

第14条 使用の許可に係る使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

（使用の許可の変更）

第15条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前7日までに、堺市立町家歴史館山口家住宅使用許可変更申請書（様式第8号）に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用の許可の変更を承認することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰することのできない事故があつた場合において、使用の許可を変更して使用させることが適當であると認めるときは、使用者からの申出により当該使用の許可の変更を承認することができ

る。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。

4 市長は、前2項の規定により使用の許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、これを使用者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第16条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売等をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用(喫煙を含む。)をしないこと。
- (3) 許可を受けずに対象施設内に貼り紙等をしないこと。
- (4) 許可を受けていない対象施設、附属設備等を使用しないこと。
- (5) 許可を受けずに附属設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (6) 許可を受けた対象施設の入館者に次条に定める事項を遵守させること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

第7条第1項中「第6条ただし書」を「第7条ただし書」に改め、同条第2項中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「入館料の」を「条例第6条の規定により入館料の」に、「様式第2号。以下「申請書」という。」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「証明書類」を「証明書類等」に改め、同項第2号中「療育手帳」の次に「その他これらの手帳の交付を受けている者であることが確認できるものとして市長が適当と認めるもの」を加え、同条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「入館料」を「条例第6条の規定により入館料」に改め、同条第4号中「昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知」を「昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特別利用の許可の申請等)

第5条 条例第5条の規定により特別利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ堺市立町家歴史館特別利用許可申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しない。

- (1) 特別利用によって資料等の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 現に資料等を展示しているとき。
- (3) 寄託された資料等である場合において、当該寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 申請者が著作権者の承諾を得ていないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別利用をさせることが不相当であると認めるとき。

3 特別利用の許可は、堺市立町家歴史館特別利用許可書(様式第3号)を申請者に交付して行う。

別表中

町家歴史館山 口家住宅及び 町家歴史館清 学院（共通）	250円	200円
--------------------------------------	------	------

を

町家歴史館井 上関右衛門家 住宅	600円	480円
町家歴史館山 口家住宅及び 町家歴史館清 学院（共通）	250円	200円
町家歴史館山 口家住宅及び 町家歴史館井 上関右衛門家 住宅（共通）	700円	560円
町家歴史館清 学院及び町家 歴史館井上関 右衛門家住宅 （共通）	650円	520円
町家歴史館山 口家住宅、町 家歴史館清学 院及び町家歴 史館井上関右 衛門家住宅 （共通）	750円	600円

に改め、

同表を別表第1とし、同表の次に次の3表を加える。

別表第2（第18条関係）

区分	単位	使用料
主屋	1時間	15,940円

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、この表に定める使用料の5割を当該使用料に加算する。
- 2 許可を得て、第2条第2項第1号に規定する使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、この表に定める使用料（前項の規定を適用する場合にあっては、同項の規定により算定した加算額を当該使用料に加算した額とする。）を徴収する。

別表第3（第18条関係）

区分	使用料		
	午前	午後	全日
	10時から12時まで	1時から5時まで	午前10時から午後5時まで
西土蔵	1,030円	2,060円	3,090円
北土蔵	1,400円	2,790円	4,190円

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、この表に定める使用料の5割を当該使用料に加算する。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、この表に定める使用料の2割を当該使用料に加算する。
- 3 許可を得て、当該区分に係る使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、この表に定める使用料（前2項の規定を適用する場合にあっては、これらの規定により算定した加算額を当該使用料に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

別表第4（第18条関係）

山口家住宅附属設備使用料

種別	区分	品名	数量	使用料
主屋		マイクセット	1式1時間につき	100円
西土蔵及び北土蔵		テレビ及びDVDプレーヤー	1式1時間につき	100円

備考 この表において使用料を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第4号の次に次の14様式を加える。

(次の14様式 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例（令和4年条例第31号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の堺市立町家歴史館条例施行規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立町家歴史館条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立町家歴史館条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第2号（第5条関係）

堺市立町家歴史館特別利用許可申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）
電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館の資料等の特別利用許可について申請します。

利用者	住所		
	氏名	利用当日 の責任者	
利用目的			
利用形態	熟覧・模写・模造・撮影（写真、放映（映画・テレビ等））・ データ提供・計測・その他（ ）		
利用日時	年 月 日 年 月 日 から まで 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分		
利用資料等	品 名	数 量	備 考
その他参考 事項			

注意

- 1 寄託された資料等については寄託者の承諾書を、著作権者がある資料等については著作権者の承諾書をそれぞれ添付してください。
- 2 利用形態の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

様式第3号 (第5条関係)

(表面)

堺市立町家歴史館特別利用許可書

年 月 日

様

堺市長



堺市立町家歴史館資料等の特別利用を、次のとおり条件を付して許可します。

利用者	住 所		
	氏 名	利用当日 の責任者	
利用目的			
利用形態	熟覧・模写・模造・撮影(写真、放映(映画・テレビ等))・ データ提供・計測；その他()		
利用日時	年 月 日 から 年 月 日 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分 まで		
利用資料等	品 名	数 量	備 考
その他参考 事 項			

注意 裏面の特別利用許可条件をよくお読みください。

(裏面)

特 別 利 用 許 可 条 件

堺市立町家歴史館の資料等の特別利用を許可された者は、次の事項を遵守するとともに係員の指示に従ってください。これに違反するときは、特別利用の許可を取り消し、その利用を制限し、停止し、若しくは退館を命じ、又はその他必要な処置を講じることがあります。この場合において、利用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。

- 1 この特別利用許可書は常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示すること。
- 2 許可なく特別利用の内容を変更しないこと。変更しようとするときは、特別利用許可申請書を新たに提出すること。
- 3 特別利用の権利を譲渡し、他人に利用させ、又は許可なく利用目的以外に利用しないこと。
- 4 資料、建物その他附属設備等を滅失し、又は損傷しないように十分に注意して取り扱うこと。もし、当該資料等を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償すること。
- 5 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- 6 堺市立町家歴史館条例及び堺市立町家歴史館条例施行規則の規定を遵守すること。
- 7 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがある。

堺市立町家歴史館入館料減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館に係る入館料の減免について申請します。

館名	<input type="checkbox"/> 山口家住宅	<input type="checkbox"/> 清学院	<input type="checkbox"/> 井上関右衛門家住宅
入館予定日	年 月 日		
当日の責任者			
入館者数等	人		
	合計金額	円	
減免申請の理由			
※免除金額	当日人数	単価	金額
	人	円	円

注意

- 1 館名の欄には、入館を希望する施設の□にレ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号(第8条関係)

堺市立町家歴史館入館料還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)
電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館に係る入館料の還付について申請します。

館名	<input type="checkbox"/> 山口家住宅 <input type="checkbox"/> 清学院 <input type="checkbox"/> 井上関右衛門家住宅
還付申請の理由	
既納の入館料	円
還付申請金額	円
備考	

注意

- 1 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。
- 2 館名の欄には、入館を希望した施設の□にレ印を記入してください。

様式第6号（第9条関係）

堺市立町家歴史館山口家住宅使用許可申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）

フリガナ

氏名（名称）

フリガナ

（代表者氏名）

電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第9条の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館山口家住宅の使用について申請します。

使用責任者	氏名				
	住所	電話番号			
使用目的					
使用日時	年 月 日 から 年 月 日 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分 まで				
使用施設	施設名	料金	備考		
		円			
		円			
		円			
施設使用料	円				
	附属設備名称	単価（円）	数量	使用時間	計（円）

附属設備					
附属設備 使用料					円
備考					

申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレ印を記入してください。

- 利用に当たっては、堺市立町家歴史館条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- 1 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請に記載されている情報を提供することがあります。
- 2 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

様式第7号（第11条関係）

（表面）

堺市立町家歴史館山口家住宅使用許可書

年 月 日

様

堺市長



堺市立町家歴史館山口家住宅の使用を次のとおり条件を付して許可します。

許可番号	第 号				
使用責任者	氏名				
	住所		電話番号		
使用目的					
使用日時	年 月 日		年 月 日		
	から		まで		
	午前・午後 時 分		午前・午後 時 分		
使用施設	施設名		料金	備考	
			円		
			円		
			円		
施設使用料	円				
附属設備	附属設備名称	単価（円）	数量	使用時間	計（円）
附属設備使用料	円				
備考					

注意 裏面の使用許可条件をよくお読みください。

(裏面)

使用許可条件

堺市立町家歴史館山口家住宅の使用を許可された者は、次の事項を遵守するとともに係員の指示に従ってください。これに違反するときは、使用を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又はその他必要な処置を講じることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。

- 1 この使用許可書は常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示すること。
- 2 許可なく使用の内容を変更しないこと。変更しようとするときは、使用許可の変更申請書を提出すること。
- 3 使用の権利を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないこと。
- 4 建物その他附属設備等を滅失し、又は損傷しないように十分に注意して取り扱うこと。もし、当該建物等を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償すること。
- 5 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- 6 堺市立町家歴史館条例及び堺市立町家歴史館条例施行規則の規定を遵守すること。
- 7 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがある。

堺市立町家歴史館山口家住宅使用許可変更申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）
 氏名（名称）
 （代表者氏名）
 電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館山口家住宅に係る使用の許可の変更について、使用許可書を添えて申請します。

1 許可番号	年 月 日付け 第 号		
2 変更事項	変 更 前	変 更 後	
(1) 使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	
(2) 使用予定施設			
3 変更の理由			
※ 堺市処理欄	変更後の金額	円	照合者
	既納額	円	
	差額	円	
	既納額照合	年 月 日納入	

注意

- 1 再度の変更は、できません。
- 2 使用の許可の変更の承認後、当該使用の許可の取消しがあっても、使用料の還付はできません（堺市立町家歴史館条例施行規則第15条第3項に規定する天災地変等に伴うものを除く。）。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第9号 (第19条関係)

堺市立町家歴史館山口家住宅使用料減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称)
(代表者氏名)
電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第19条第2項の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館山口家住宅に係る使用料の減免について申請します。

使用日時	年 月 日 から 午前・午後 時 分	年 月 日 まで 午前・午後 時 分
減免申請の理由		
使用施設		
※ 使用料額	円	備考
※ 減 免 額	円	
※ 差引納付額	円	

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第10号（第20条関係）

堺市立町家歴史館使用料還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）
電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第20条第2項の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館に係る使用料の還付について、使用許可書を添えて申請します。

許 可 番 号	年 月 日 付 け 第 号
還 付 申 請 の 理 由	
使 用 予 定 施 設	
使 用 予 定 附 属 設 備	
※ 既 納 の 使 用 料	円
還 付 申 請 金 額	円
※ 還 付 額	円
備 考	

注意

- 1 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第11号(第23条関係)

堺市立町家歴史館資料等貸出許可申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)
電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第23条第2項の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館資料等の貸出しについて申請します。

貸出目的			
貸出場所			
利用方法			
貸出期間	年 月 日から	年 月 日	
貸出資料	品 名	数 量	備 考
輸送方法			
取扱責任者		学芸員資格	有 ・ 無
その他参考事項			

注意

- 1 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。
- 2 寄託された資料等については寄託者の承諾書を、著作権者がある資料等については著作権者の承諾書を、それぞれ添付してください。

様式第12号 (第23条関係)

(表面)

堺市立町家歴史館資料等貸出許可書

年 月 日

様

堺市長

印

堺市立町家歴史館資料等の貸出しを、次のとおり条件を付して許可します。

貸出目的			
貸出場所			
利用方法			
貸出期間	年 月 日から	年 月 日	
貸出資料	品 名	数 量	備 考
輸送方法			
取扱責任者		学芸員資格	有 ・ 無
その他参考事項			

注意 裏面の貸出許可条件をよくお読みください。

(裏面)

貸出許可条件

堺市立町家歴史館の資料等の貸出しを許可された者は、次の事項を遵守してください。これに違反するときは、貸出しの許可を取り消し、その利用を制限し、停止し、若しくは退館を命じ、又はその他必要な処置を講じることがあります。この場合において、貸出しを受けた者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。

- 1 この貸出許可書は常に携帯し、係員が要求するときは、いつでもこれを提示すること。
- 2 許可なく貸出しの内容を変更しないこと。変更しようとするときは、貸出許可申請書を新たに提出すること。
- 3 貸出しを受ける権利を譲渡し、他人に利用させ、又は許可なく利用目的以外に利用しないこと。
- 4 貸出しを受けた資料等を滅失し、又は損傷しないように十分に注意して取り扱うこと。もし、当該資料等を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償すること。
- 5 堺市立町家歴史館条例及び堺市立町家歴史館条例施行規則の規定を遵守すること。
- 6 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがある。

様式第13号（第25条関係）

堺市立町家歴史館資料等寄贈申込書

年 月 日

堺市長 殿

申込者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）
電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第25条第1項の規定により、次のとおり資料等を堺市に寄贈したいので申し込みます。

品 名	
品質・形状	
寸 法	
数 量	
備 考	

注意 申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

様式第14号(第25条関係)

堺市立町家歴史館資料等寄託申込書

年 月 日

堺市長 殿

申込者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)
電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第25条第1項の規定により、次のとおり資料等を堺市に寄託したいので申し込みます。

品名	
品質・形状	
寸法	
数量	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日
備考	

注意 申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

様式第15号(第25条関係)

堺市立町家歴史館資料等受領書

年 月 日

様

堺市長



次のとおり堺市に寄贈を申し込まれた資料等を受領しました。

品 名	
品質・形状	
寸 法	
数 量	
備 考	

堺市立町家歴史館資料等受託書

年 月 日

様

堺市長



次のとおり堺市に寄託を申し込まれた資料等を受託しました。

品 名	
品質・形状	
寸 法	
数 量	
受託期間	年 月 日から 年 月 日
備 考	

注意

- 1 寄託資料は、特約の定めがある場合を除き、堺市立町家歴史館が所蔵する資料と同じ取扱いをします。
- 2 寄託資料の返還は、この受託書と引換えに行います。
- 3 この受託書を紛失し、又は滅失したときは、直ちに堺市文化財課に届け出てください。

様式第17号 (第27条関係)

堺市立町家歴史館破損(滅失)届

年 月 日

堺市長 殿

届出人 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

電話番号

堺市立町家歴史館条例施行規則第27条の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館の設備等の破損(滅失)について届け出ます。

ついては、堺市立町家歴史館条例第19条の規定により、指示に従い、その損害を賠償します。

館名	<input type="checkbox"/> 山口家住宅 <input type="checkbox"/> 清学院 <input type="checkbox"/> 井上関右衛門家住宅		
破損(滅失)日時	年 月 日	午前 午後	時 分
破損(滅失)箇所 又は物件			
破損(滅失)の内容 又は程度			
※堺市処理欄	指示賠償額	円	照合者
	賠償額	円	
	賠償年月日	年 月 日	

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第18号(第28条関係)

堺市立町家歴史館指定管理者指定申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)

団体名

フリガナ

代表者氏名

印

生年月日

堺市立町家歴史館条例第23条第2項の規定により、次のとおり堺市立町家歴史館の指定管理者の指定を申請します。

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 堺市立町家歴史館の管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 財務諸表等経営の状況を示す書類
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (4) 法人の登記簿に記載されている事項の全部を証明する書類
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が特に必要と認める書類